公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月５日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年１月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エフビットコミュニケーションズ株式会社　吉本　幸男　京都府京都市南区東九条室町23　国土交通大臣許可（特―６）第19690号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年１月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月５日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年１月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　筧組建設株式会社　岡本　雅彦　大阪府大阪市中央区上町１―１―20　国土交通大臣許可（特―３）第3213号